

# 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

## 保育園等を利用する子ども

### 【対象者・利用料】

- **保育園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子ども**の利用料が無償化されます。
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
  - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- **0歳から2歳まで(満3歳を含みます)の子どもについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。
  - さらに、住民税非課税世帯でなくても、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

## 3歳から5歳の副食(おかず・おやつ)の費用について

令和元年9月までの3～5歳児の給食費分は、以下のとおりとなっております。

- ・ 主食(お米など)分：直接保育園にお支払いまたは現物持参
- ・ 副食(おかず)分：保育料の一部として市町村を通じて保育園にお支払い

令和元年10月以降の3～5歳児の給食費分は、以下のとおりとなります。

- ・ 主食(お米など)分：直接保育園にお支払いまたは現物持参
- ・ 副食(おかず)分：直接保育園にお支払い

問い合わせ先：安中市保健福祉部子ども課

TEL:027-382-1111 受付時間：土日祝日を除く 8:30～17:15

3～5歳児の保護者の皆様へ

## 10月から、保育料が無償化されます

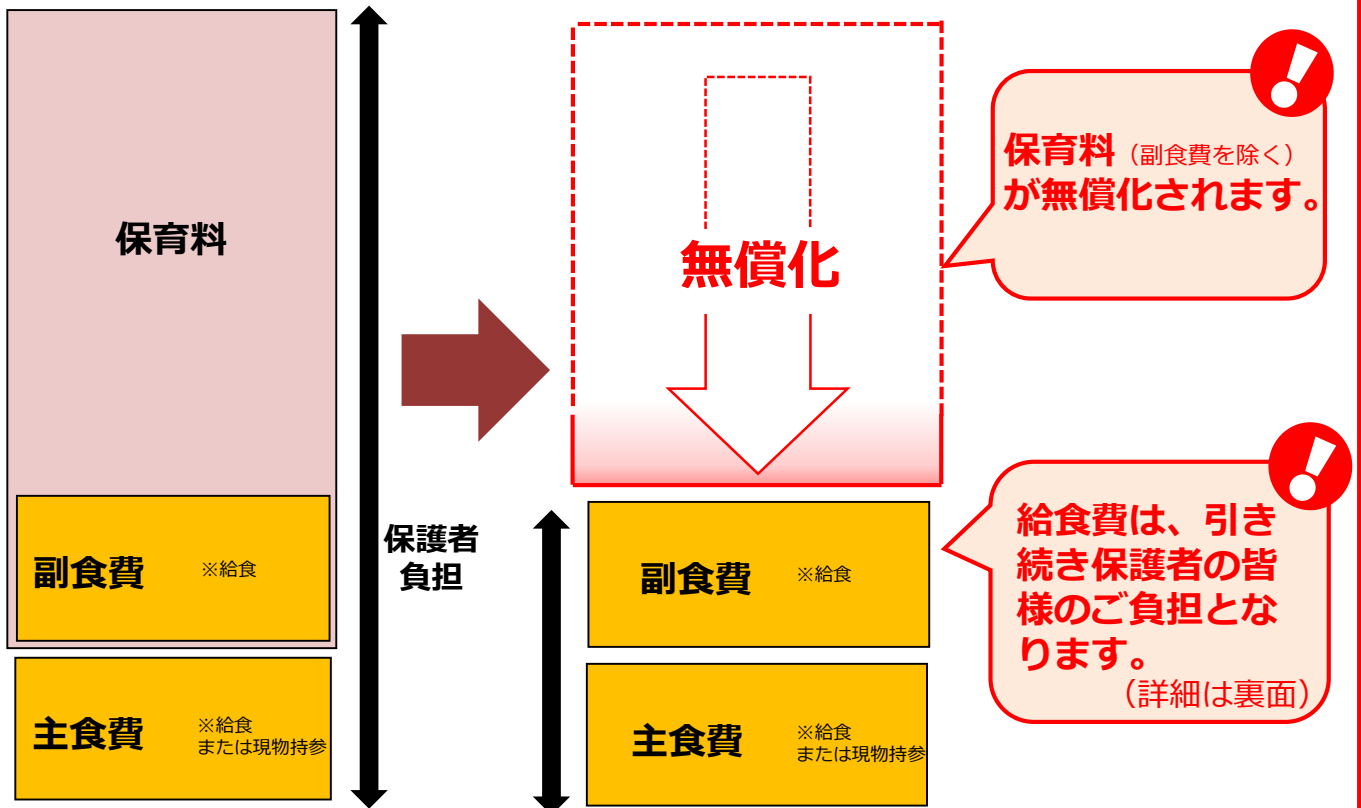
○ 2019年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。

○ **保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

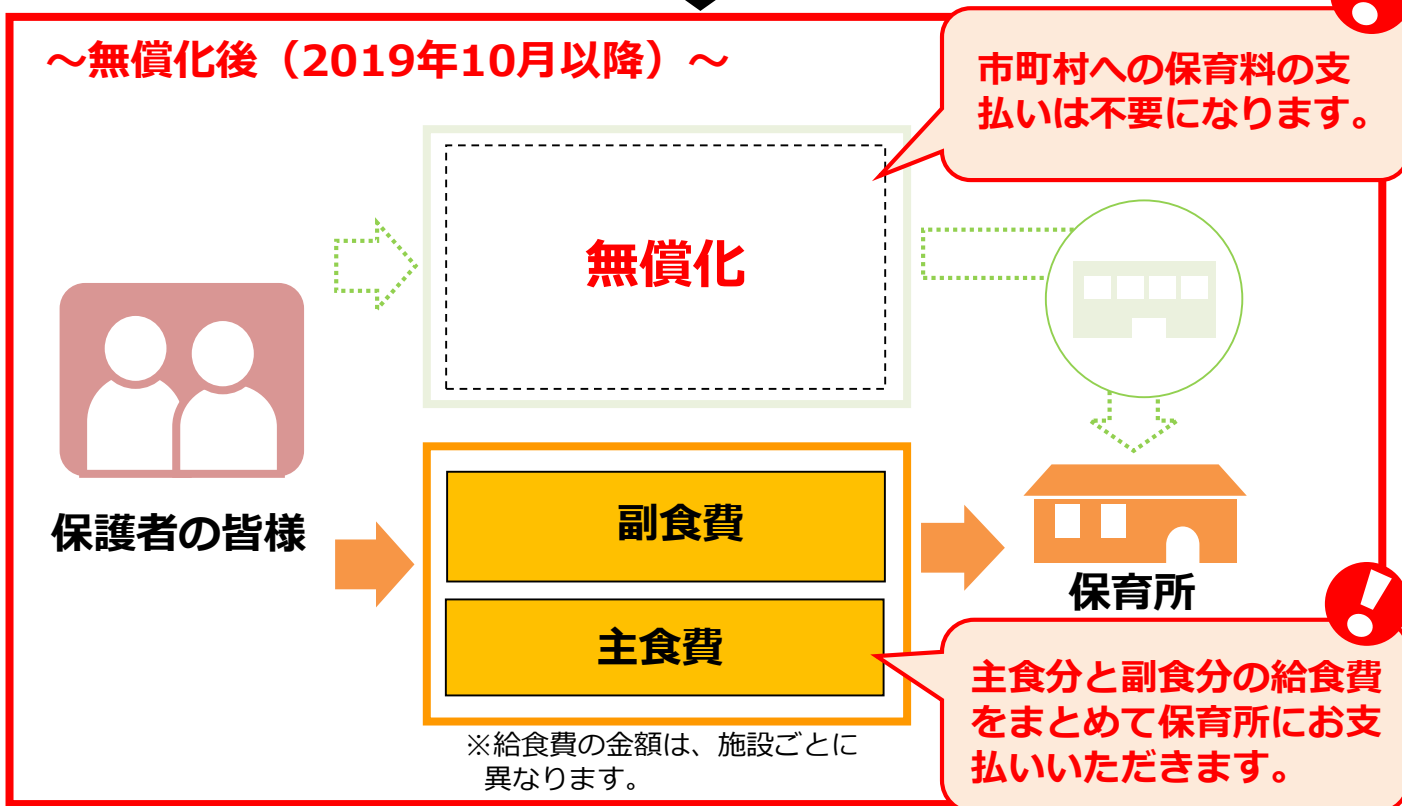
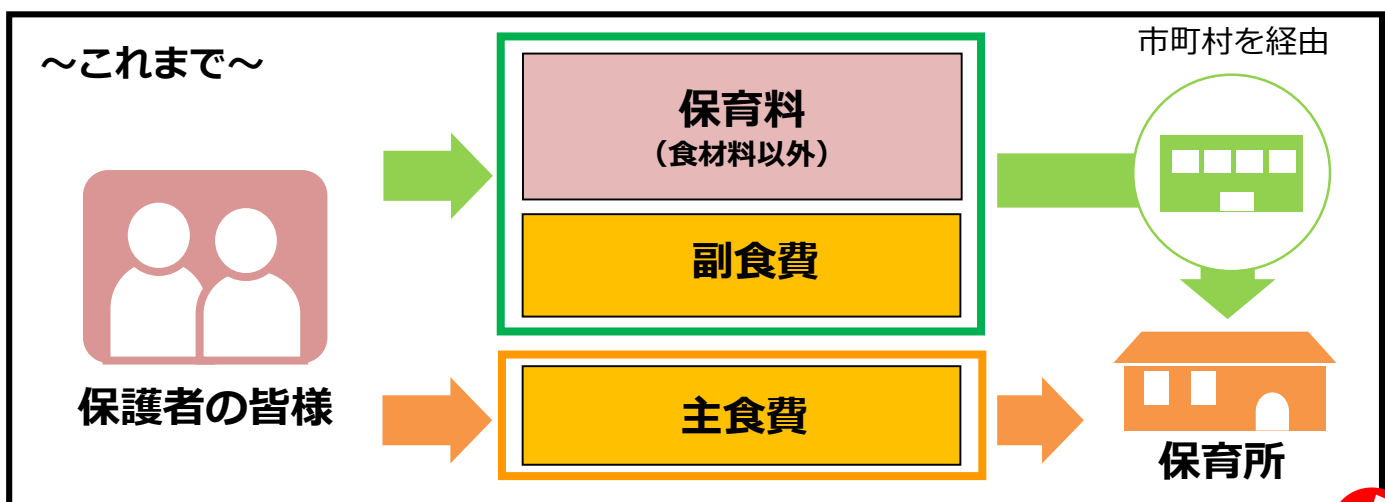
(詳細は裏面をご覧ください。)

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～



- 令和元年9月までの3～5歳児の給食費分は、以下のとおりとなっております。
  - ・主食（お米など）分：直接保育園にお支払い、または現物持参
  - ・副食（おかず）分：保育料の一部として市町村を通じて保育園にお支払い
- 令和元年10月以降の3～5歳児の給食費分は、以下のとおりとなります。
  - ・主食（お米など）分：直接保育園にお支払い、または現物持参
  - ・副食（おかず）分：直接保育園にお支払い



問い合わせ先：安中市保健福祉部 子ども課

TEL:027-382-1111 受付時間：土日祝日を除く 8:30～17:15